



Japan Association of Arbitrators

日本仲裁人協会会報

Japan Association of Arbitrators Bulletin

社)日本仲裁人協会 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館内
TEL 03(3580)9870 FAX 03(3580)9899 <http://arbitrators.jp/>

第6号
2009年2月

ADR法の施行とその影響

京都大学大学院法学研究科教授 山田 文

1 ADR法施行の状況

ADR法¹⁾(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律)が2007年4月に施行され、この間、26の機関が同法による認証を受けた。さらに申請準備中の機関が10件以上あるようである。

ADR法による認証スキームのもとではADRの多様性が減殺されるのではないかとの懸念も強かったが、現在のところ、紛争対象・手続実施者(調停人)・手続手法のいずれについても、一定の自由度は認められるように思われる。すなわち、紛争対象としては、民事一般を扱う弁護士会・司法書士会型から、スポーツ関係紛争、個別労働紛争、男女関係紛争、境界紛争、下請紛争、ソフトウェア受注に関する紛争、PL紛争等、様々な領域における専門的知識・経験・技術を活かしたADRに広がっている。専門性に関しても、弁護士や隣接法律専門職以外の手続実施者として、紛争対象につき専門的な知見や経験をもつ技術者、産業カウンセラー、消費者問題専門家といった専門職への拡大が見られる。

また、これらのADR(和解の仲介)で参照される規準としても、厳格な裁判規範にほぼ等しいものから、裁判規範を超えてフェアな解決を導こうとする「エクイティ型」「裁判規範乗越え型」まで様々である。さらに、当事者間の交渉・対話を強調するADRにおいては、法的情報・評価の出し方に工夫がこらされ、このような規準は公序良俗といった最小限の規制に限定されることになる。

認証ADR機関のサービスに法的な効力が与えられたことは、既存の司法型・行政型ADRへの刺激にもなっており、ようやく競争意識が生じたといえそうである。司法型ADRにおいても、ADR法の施行を背景に、民間型ADRとの差別化、調停手続の調停サービスとしての見直しや研修の充実化、専門家の活用等プログラムの改善といった動きが見られるようである。行政型ADRの中には、東京都中小企業振興公社のように、法務省のADR認証を取得する動きもある。

興味深いのは、中小企業の私的整理・再建を対象とするADR(事業再生型ADR)である。これは、紛争対象として複数債権者間の調整と民間型の再生を目指すという意味で新規性があると同時に、ADR法による法務省の認証と、産業活力再生特別措置法による経産省の認証という二重の認証のもとで専門的なADRサービスを提供するという枠組みの点でも、今後のADRの拡大戦略として有益である。さらに、このスキームは、事業再生のための合意調達を容易化するため、特定調停手続との連携を予定している点でも画期的である。ADR法自身は、27条で民間型ADRが調停前置に代替する旨を規程するにとどまり、手続そのものの連携は立法化を断念した経緯があるからである。

また、手続ではなく機関間の連携の例として、大阪における総合 ADR 構想を紹介することができる。大阪弁護士会が中心となって、隣接法律専門職団体を含む、ADR 業務を行う、またはその可能性がある団体とのネットワークが構想されている。各団体が対等の立場で総合的な ADR センターに参画することにより、個々の ADR の守備範囲の狭さを補い、紛争解決制度としての力は格段に強化され得る。また、これにより、合同で ADR の改善に取り組み、法改正提案をし、トレーニングを実施するなどのメリットが考えられる。

2 ADR 利用状況

民間型 ADR の認証はこのように大幅に増加しているが、利用件数はとくには伸びていない。背景には、国民のみならず弁護士の間でも民間型 ADR の有益性に対する認知度が低いことが一応考えられる。これ自体はおそらく事実であるが、他方、司法型 ADR たる民事調停においても、特定調停を除く一般の調停新受件数は横ばいないし漸減傾向にあったから、民間型 ADR に対する信頼の弱さが直接の原因ともいえない。

もっとも、消費者紛争を扱う ADR からは、調停の前段階たる相談（事実上、相手方とのやりとりの仲介を含む）段階において、消費者との交渉に応ずる企業が増えてきたとも聞く。当該 ADR 機関が調停サービスについて認証を受けたので、そのような「公式な」段階の前に終結させたいという趣旨のようである。これも十分に、ADR 拡大の現れとみることができよう。

他方、ADR 機関からは、財政的負担及び手続実施者の確保の問題が提起され、代理人からは、依頼者・相談者が ADR を利用する場合には代理が不要となるか、代理をしても弁護士報酬が低くなることがディスプレイセンティブとして働いていることも聞かれる。もっとも、今や ADR 大国となった米国においても、当初、法廷弁護士は同様の理由で ADR を嫌ったといわれる。この点については、一方でプロボノとしての廉価な ADR サービスを提供するとともに、企業等に対しては、米国で実際に行われたように、トップマネジメントに対して平時から ADR のメリットにつき啓発すると同時に、専門性等の面で質の高いサービスを提供すること（費用もそれにみあうものとする）が、一つの対策であろう。

3 ADR のニーズ

日本では裁判所に対する信頼が非常に強く、また、司法型 ADR も発展しているのだから、民間型 ADR のニーズは見出し難いとの見解もある。しかし、上記のように司法型 ADR の件数が伸びているわけではない。また利用者対象の満足度調査等のデータによる検証が現時点ではできないので、両者の比較は困難である（なお、既存の公的制度たる司法型 ADR の取扱数が多いのは、当然である）。

ところで、調停委員の評価に際しては、調停の進め方や当事者からのフィードバックといった要素を考慮することは困難である。他方、民間型 ADR（ここでは仲裁も含む）では、当事者（実際には代理人）が調停人・仲裁人を選任するのが ADR の原理的な意義であり、適切な者を選ぶことは代理人の腕のみせ所でもある。さらに心理的には、当事者に、自分が選んだことによる手続へのコミットメントを期待することができる（なお、1974 年の民事調停法改正前には、民事調停委員以外の者で両当事者が合意した者に調停をさせることができた）。適切なコミットメントと、当事者による手続への実効的な参加は相補的であり、和解の任意履行の期待も高まる。

同様に、民間型 ADR では手続の自由度も高いので、手続実施の場所や時間帯（週末や夜間）についても柔軟に対応できるし、調停と仲裁や裁断の組合せの工夫（例えば、調停で十分に議論を尽くしたあとの仲裁合意、部分的な仲裁合意等）、調停のタイプ（例えば、交渉促進や心理的受容の重視、法的評価とこれらの組合せ等）、手続結果の内容に関しても、場合によっては冷却期間や事情変更のための期間を置い

て手続を再開する等の多様性が考えられる。弁護士が代理する場合は、このような自由度を活かして、当該紛争に最もふさわしい手続を提案していくべきである。従来の訴訟・調停に慣れていると、訴訟契約の原則無効を前提として、なかなかそのような発想にはならないが、弁護士の増加に伴う競争激化の中で、解決手続についてもセットアップできる弁護士は、とくにリピーターの当事者から評価されるであろう。

これの延長上に、民間型 ADR と企業等の苦情対応システム、各種相談システムとの有機的な連携を前提とする効率的な紛争解決システムを構想するために、ADR を活用することが考えられる。現状では、企業への相談・苦情件数は多いが、内容が多岐にわたり整理し難いこともあって、内容の重要性（紛争の萌芽としての認識）、相談担当者の情報提供の適切性や紛争解決への寄与の仕方、ADR 等へのリファラーの適否や企業内での相談内容の活かし方等の整備が不十分である。これらを整備し、ADR との相互関係を整理・強化して、総合的な紛争解決システムを構想することが、今後、企業のみならず病院や行政機関・教育機関等が、対外的関係（顧客・患者等との関係）及び対内的関係（被用者との関係）で生ずる紛争を、抑制することなく解決していくための重要なポイントとなろう。そして、このような苦情・紛争対応のシステムを整備・運営することは、法曹の重要な職域となると思われる。日本社会における紛争解決文化も、変容を迫られているのではないだろうか。

最後になるが、民間型 ADR がなかなか広まらない背景には、日本社会において、「法的」紛争解決について非常に狭くとらえ、あたかも唯一の絶対的な解が存在し、それが裁判所によってのみもたらされるという考え方が強いことがあるように思われる。「民間」と付いただけで不正義を許すと考える人もいれば、民事調停の結果として金銭を支払うならばともかく、民間型 ADR の結果として同額を支払うと株主総会で問題視されると考える人も少なくない。このような誤解を解くことができれば、民間型 ADR は、「法」の使用方法や意義について、これを適用できるのは裁判所であるという、広く社会で共有されている発想を転換する一つの契機となり得よう。

国際仲裁センターの開設 — 国家政策として

常務理事 花 水 征 一

はじめに

国際取引紛争の最終的な解決手段として仲裁の果たす役割の重要性に関しては、少しでも国際取引の実務に従事したことのある者であれば、これを認めない者はなかろう。国際仲裁は、国内事件における最終的な紛争解決手段としての裁判と代わらぬ役割を果たしているとも言えよう。

しかしながら、日本は米国に次ぐ経済大国と言われているにも拘わらず、日本における国際商事仲裁の件数は極めて少ない。年間 100 件を超える件数のある米国等の先進諸国は勿論、年間 50 件を超える件数のある中国、香港、韓国、シンガポール等のアジア近隣諸国と比較しても、日本における国際商事仲裁の件数は年間 10 件程度と極めて少なく、何故そうなのか疑問を抱く者や、またその理由を検証しようとする者、日本における国際仲裁の将来を悲観的に見る者もある。

しかし、これまで国際仲裁の活性化に関する活動は専ら民間に委ねられ、最も重要であるべき国家政策としての国際仲裁活性化の為の積極的努力がなされていなかったことに問題があったように思われる。

* 各国の仲裁機関における仲裁の件数は、香港国際仲裁センターのホームページで公表されている。

http://www.hkiac.org/HKIAC/HKIAC_English/main.html

国家政策としての国際仲裁

前記したような国際仲裁の重要性を考えた場合、国家的政策として国際仲裁の活性化の為の努力がなされるべきである。裁判所に代わる機関として国際仲裁センターが必要なのである。この見解に対して、言語の問題等を理由に、いかに活性化の為の努力がなされても無駄であるとの反論があろう。しかし、これまで国家政策として国際仲裁の活性化に向けた努力が十分になされたとは思えない。これに対して、中国、韓国、特にシンガポールでは、公的支援の下で国際仲裁センターが開設されている。また、国際仲裁センターと司法当局との緊密な協力関係、さらにはユーザーである企業と法律専門家の積極的な協力体制にも留意する必要があるであろう。残念ながら、我が国では国際仲裁の活性化が国家的政策としてなされる必要があるとの認識はなく、その努力は十分ではない。

* アジア諸国の国際仲裁機関に関しては、三木浩一「海外における国際仲裁の現状と将来」

自由と正義 2008年9月号 38頁を参照。

国際仲裁センターの必要性

国際仲裁の活性化に何が必要か、色々な意見が出されている。いずれの意見も理解できる。しかし、最も重要なことは、前記したように、国際仲裁の重要性に対する認識と国際仲裁センターに向けた国家政策の必要性にあるように思われる。

国際仲裁センターには、少なくとも2つの果たすべき役割があるものとする。1つは、審問室、同時通訳ブース、関連するIT施設等の国際仲裁を十分に効率的に行えるハード面の整備である。このようなハード面の整備は、同時に国際仲裁に対する信頼性を確認する保証ともなる。もう1つは、国際仲裁に関する研究等のソフト面での充実である。現在の私的なプロボノ活動に依存した体制には限界がある。資料、スペース等の整備が必要であろう。

国際仲裁センターは、内外に向けた、国際仲裁に対する国家政策のメッセージとも言えよう。

日本仲裁人協会の役割

日本仲裁人協会は、不十分な点はあったとしても、理事、事務局、会員等のプロボノ活動に支えられ、研修と研究を中心として、それなりの活動を行ってきたと評価できよう。これまで国際仲裁の活性化の為に、国際仲裁への外国弁護士の代理権付与、仲裁法の改正等が行われ、それ自体は必要なことであったが、これらは飽くまでも国際仲裁を阻害する要因の除去に過ぎず、積極的な活性化の方策とは言えない。これからは、国際仲裁の活性化に向けた積極的な活動が必要である。日本仲裁人協会としては、今後は、日常的な研修と研究活動に加えて、国際仲裁の活性化の為に国家政策の核となるような政治的な活動への会員の積極的な参加を期待したい。

「仲裁人倫理規程」の制定及び公布について

当協会は、かねてより、我が国における仲裁制度を高い水準において運営していくための高次の規範である仲裁人倫理の策定に努めるべく、個別の作業部会における研究・議論や、複数回にわたる理事会・常務理事会の審議を経て参りましたが、この度、平成20年2月4日の理事会において、仲裁人が有すべきとの共通の認識に至った事項を全8か条に纏め、「仲裁人倫理規程」として公布することが正式に決議されました。

茲に、この「仲裁人倫理規程」を広く会員の皆様にも提供し、もって更なる規範の形成、議論の深化のための第一歩を記したく存じます。



(社団法人) 日本仲裁人協会 仲裁人倫理規程 (平成20年2月4日制定)

＜仲裁人としての資格＞

1. 仲裁人としての資格

仲裁人は、その選任に際して、当該案件に必要な知識・経験および時間的余裕の有無を検討して、選任の諾否を決定しなければならない。

＜仲裁人の行動基準＞

2. 一般

- (1) 仲裁人は、常に公正にかつ独立してその職務を行わなければならない。仲裁人は、仲裁手続終了後においても相当な期間は、その公正性および独立性に疑いを生じさせるような行動を慎まなければならない。
- (2) 仲裁人は、仲裁に関する法令、仲裁機関の規則、当事者間の合意および仲裁人契約上の当事者との合意を遵守し、誠実に、かつ、できる限り迅速かつ効率的にその職務を行わなければならない。
- (3) 仲裁人は、正当な理由がなければ辞任することができない。仲裁人が正当な理由により辞任する場合は、当事者および他の仲裁人の利益に適切な配慮をしなければならない。
- (4) 仲裁人は、その判断の実質形成を他の者に行わせてはならない。

3. 通信

- (1) 仲裁人への就任の依頼を受けた者（以下「仲裁人候補者」という。）は、その就任を受諾するに当たって、自己の公正性または独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実の有無、仲裁判断をするに必要な能力の有無、および、仲裁手続を遂行するために必要な時間の有無を判断するために必要な限度において、その依頼をした者に対し照会をし、また、仲裁人を依頼した者によるかかる照会に対して答えることができる。ただし、仲裁人候補者は、本案について協議してはならない。
- (2) 単独仲裁人または第三仲裁人の候補となる仲裁人候補者は、その選任について、当事者または当

事者が選任した仲裁人の一人から単独で交渉を受けた場合には、他の当事者または他の仲裁人に対し、その交渉に同意しているかどうかを確認し、遅滞なくその交渉の内容を知らせなければならない。

- (3) 当事者が選任した仲裁人が、第三仲裁人を選任する場合には、各仲裁人は、その選任について自己を選任した当事者の意見を聴くことができる。ただし、その意見は、本案に関わるものであってはならない。
- (4) 仲裁人は、本案に関し当事者の一方とのみ通信を行ってはならない。
- (5) 仲裁人が当事者の一方とのみ通信を行った場合には、(3)による場合を除き、仲裁人は、遅滞なくその内容を他の当事者および他の仲裁人に知らせなければならない。

4. 手続

- (1) 仲裁人は、当事者を平等に扱い、各当事者に主張立証のための十分な機会を与えなければならない。
- (2) 仲裁人は、充実した手続を迅速に遂行するよう努めなければならない。

5. 守秘義務

- (1) 仲裁人は、当該案件およびその仲裁手続について守秘義務を負う。
- (2) 仲裁人は、仲裁手続に関係して取得した秘密情報を、自己もしくはその他の者の利益を得るために、または他人の利益に不利な影響を与えるために用いてはならない。

6. 報酬および費用

仲裁人の報酬および費用は、相当なものでなければならない。仲裁人は、当事者および他の仲裁人に、要求があればその報酬および費用を開示し、それらの根拠を説明しなければならない。仲裁人は、当事者間の異なる合意のある場合を除き、当事者の一方と報酬および費用につき個別に取り決めてはならない。

7. 和解

仲裁人は、当事者双方より予め明示の承諾を得た場合には、和解を試みることができる。

< 利害関係開示 >

8. 利害関係開示

- (1) 仲裁人（仲裁人候補者も含む。以下同じ。）は、当事者に対し、自己の公正性および独立性に疑いを生じさせるような状況および事実（以下「利害関係」という。）を書面により開示しなければならない。他の仲裁人がいる場合には、仲裁人は他の仲裁人に対しても、利害関係を開示しなければならない。
- (2) 仲裁人が利害関係を開示するにあたり開示すべきか否かについて判断することが難しいと考える利害関係については、原則としてそれら利害関係を開示すべきである。
- (3) 仲裁人は、新たに仲裁人の知るところとなった利害関係についても、当該利害関係を開示しなければならない。

2008 年度総会のご報告

前事務局長 矢 吹 公 敏

2008年3月10日弁護士会館クレオにおいて、三木浩一慶応義塾大学教授による「仲裁の現在と将来 - 紛争の多様化と解決手段の多様化の共進化について - 」と題する仲裁の日記念講演に引き続き、2008年度通常総会が開催されました。出席は、本人出席40名、代理人出席75名および議決権行使書提出67名でした。

冒頭、谷口理事長から開会宣言がなされ、2007年12月31日現在の会員数が328名(個人324名、法人3名、賛助会員1名)であることが報告された後、議事に入りました。議事の概要は以下のとおりです。

- (1) 総会議事は、定款20条に従い、2007年度の事業報告および収支決算、2008年度の事業計画および収支予算ならびに貸借対照表について説明・質疑がなされ、承認の可否について決議するものです(会計報告は監査報告とともになされました。)
- (2) 決算案の承認に引き続き、担当事務局次長から、2007年度各部会・支部の活動報告および2008年度の活動計画が以下のとおり報告され、承認されました。

「研修部会では、「仲裁人研修課程」(全10回、これにより仲裁人検定の受験のために必要な特定会員および普通会员の認定がなされる。)および「調停人研修講座(中級編)」(全6回、テキストは「調停人養成プログラム(中級編)2006年版」が使用された。)が実施された。2008年度は、仲裁人、調停人その他の仲裁人およびADR関係者の養成・研修を実施する予定である。」

「研究部会では合計10回の研究会が開催され、仲裁人倫理規程については理事会および常務理事会で引き続き議論されているが、近い将来にこれを採択して公表することを予定している。また、出版企画事業では、「仲裁・ADRフォーラム(Arbitration & ADR Forum)」が2007年5月に発行された。2008年度は、仲裁法・ADRに関する法律およびその実務に関するより深化した研究および出版事業の継続などを計画している。」

「関西支部では、仲裁人研修を独自に実施し、また第4回国際商事仲裁セミナーなどが開催された。2008年度は、調停人研修、仲裁人研修・検定、各種のセミナーを実施する計画である。」

「広報・国際部会では、引き続きウェブサイトの充実と会報の定期刊行を実施する予定である。」

- (3) その後、2008年度予算案および2009年度暫定予算案の説明がなされて、承認されました。
- (4) 最後に、今後の公益法人化の問題について、事務局からその進捗状況の説明があり、総会を閉会いたしました。



研究部会の活動について

研究部会担当事務局次長 穴 戸 一 樹

1 研究事業

研究部会では、2007年度の研究事業として、2006年に引き続きほぼ月一回の頻度で研究会が開催され、「仲裁判断の既判力」、「ADR法の現在の状況及び認証制度の運用について」及び「わが国の仲裁事件における裁判所による証拠調べ」という、我が国における仲裁・ADRの手續に関連するテーマについて、理論的・実務的観点から活発な検討が行なわれました。

また、「イギリスの建設仲裁」及び「国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）」というテーマも研究対象として取り上げられたほか、2007年10月14日から19日に開催された「2007年IBAシンガポール大会」での仲裁委員会主催セッションに関する報告が行なわれる等、国際商事仲裁の動向等についても幅広く研究がなされました。

更に、「スポーツ仲裁制度の概略及びスポーツ仲裁判断の検討」及び「医療ADRの現状と課題」という多方面においての仲裁・ADRの取り組みに対する検討・研究が行なわれたほか、「調停人トレーニングの企画と編成」及び「英国仲裁人協会（CIArb）における仲裁人研修制度及びその内容について」というテーマについて、仲裁・ADRにおける教育・訓練プログラム面での課題等に対して会員間で活発な議論が交わされました。

2008年度は、これまで開催された研究会における活動の成果を基に、労働審判法の運用、仲裁費用、国際電子商取引における消費者紛争とADRの取り組み等の各種テーマについて更に活発な議論・研究がなされることが期待されています。

2 部会活動

研究部会では、かねてより設置されていた仲裁人倫理規程ワーキンググループにおいて、仲裁人が実務上直面する各種の問題（仲裁人の資格、公正独立性、利害関係開示、当事者との接触・交信、守秘義務、報酬、仲裁費用、和解の試み等）について、当協会独自のガイドライン（倫理規程）を策定すべく引き続き他国の事例も踏まえた検討が行なわれました。

作成された仲裁人倫理規程（案）本文については、理事会及び常務理事会において最終的な決議がなされ、引き続き倫理規程注釈部分について検討することとされました。

このほか、研究部会仲裁人分科会幹事会では、当協会の研究の成果を取りまとめ、「仲裁・ADRフォーラム（Arbitration & ADR Forum）」という名称で継続雑誌を出版することが企画され、その具体的方法等について検討を行なってきましたが、この度諸般の調整が完了し、2008年2月に初版が出版されることとなりました。

研修部会の活動について

研修部会担当事務局次長 緒 方 絵 里 子

2007年度の研修部会の活動を御報告するとともに、2008年度及び今後の活動についてお知らせいたします。

1 2007年度研修事業

2007年度は、下記の「仲裁人研修課程」及び「調停人研修講座」を開講いたしました。

(1) 仲裁人研修課程

下記の「仲裁人検定」を実施するために、「特定会員」及び「普通会員」の認定に必要な習得科

目の講座である 2007 年度仲裁人研修課程を、2007 年 4 月 3 日から 6 月 13 日までの間実施し（全 10 回）、19 名が受講いたしました。

(2) 調停人研修講座

2007 年 10 月 5 日から 11 月 30 日までの間、2006 年冬に開催した調停人養成講座（基礎編）の受講生を対象に、「調停人養成講座（中級編）」を開催し（全 6 回）、14 名が受講いたしました。本講座は、商事調停ワーキンググループが経済産業省政策局及び社団法人日本商事仲裁協会とともに調停人養成教材作成委員会を設置して作成した「調停人養成プログラム（中級編）2006 年度版」を使用し、調停人養成教材作成委員会の委員が講師となって実施いたしました。「調停人養成プログラム（中級編）」を实践する講座として大変意義のある講座となりました。

2 2007 年度部会活動

(1) 仲裁人検定ワーキンググループ及び仲裁人検定委員会

「仲裁人検定制度」に基づき、2007 年 11 月 8 日、上記 2007 年度仲裁人研修課程修了者に対し、「仲裁人検定試験」を実施いたしました。その結果、「普通会员」に 3 名、「特定会員」に 2 名が合格しました。

(2) 仲裁人研修ワーキンググループ

仲裁人研修ワーキンググループでは、上記の 2007 年度仲裁人研修課程開講のための準備をいたしました。

(3) 民事調停ワーキンググループ

民事調停ワーキンググループでは、上記の「調停人養成講座（中級編）」開講のための準備をいたしました。

3 2008 年度の活動及び今後の活動

2008 年 11 月 12 日から 12 月 12 日まで、調停人養成講座（基礎編）（全 5 回）を開講いたしました。また、仲裁人研修については、より充実した研修プログラムを提供できるよう、検討作業を行っております。



関西支部便り

関西支部事務局長 児玉実史

関西支部からは、本年（2008 年）6 月 16 日に大阪で開催した国際商事仲裁セミナーの模様を中心に報告します。このセミナーは、大企業のみならず、中小企業の方にも、裁判との比較において仲裁を身近に感じて頂くことに主眼を置き、国際紛争の解決にはどのような方法があるかというあたりから、大小の仲裁事件のケーススタディ、また各国の仲裁機関による仲裁事件処理の実情などを、短い 3 本の講演及び講演内容を敷衍するパネルディスカッションの形式で紹介していきました。テーマ設定が親しみやすかったことと、大阪商工会議所に共同主催を頂き広報を頂いたことがあいまって、200 名を越す申込みがあり、最後は会場が満員のため申込みをお断りせざるを得ないような大盛況となりました。このセミナーの様子は、JCA ジャーナルに掲載頂けるとのことですので、ご興味のある方は是非ご覧ください。

関西支部では、ほかにも、別稿の JAA の歩みにありますとおり、各種セミナーの開催や、昨年度に引き続きの仲裁人研修講座の開催、国際商取引学会主催の第 1 回模擬仲裁全国大会の後援として仲裁人役の派遣等も行っております。今後の企画も、随時 JAA ホームページやファックスでご案内差し上げますので、皆様の積極的なご参加をお待ちしております。

社団法人日本仲裁人協会の歩み

2007年6月以降

2007年

- 6月20日：研究部会研究講座「スポーツ仲裁制度の概略及びスポーツ仲裁判断の検討」報告者：小川和茂氏（立教大学法学部助教）
- 7月4日：2007年度仲裁人実務研修講座（関西支部）開講（全10講）
- 7月6日：第3回常務理事会
- 7月31日：研究部会研究講座「投資協定の現状について」報告者：鈴木潤一郎氏（経済産業省通商政策局経済連携課経済連携推進専門官）
- 9月12日：第6回理事会
- 9月25日：研究部会研究講座「英国仲裁人協会（CIArb）における仲裁人研修制度及びその内容について」報告者：高取芳宏氏（ポールヘイスティングス法律事務所・外国法共同事業弁護士）、ヘイグ・オヒガン氏（ペーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所外国法事務弁護士）
- 9月27日：2007年度臨時総会、第7回理事会
- 10月5日：2007年度調停人養成講座・中級編開講（全6講）
- 10月9日：研究部会研究講座「わが国の仲裁事件における裁判所による証拠調べ」報告者：内藤順也氏（桃尾・松尾・難波法律事務所弁護士）
- 10月26日：第4回常務理事会
- 11月19日：研究部会研究講座「2007年IBAシンガポール大会報告」報告者：手塚裕之氏（西村あさひ法律事務所弁護士）、日下部真治氏（アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士）
- 12月5日：研究部会研究講座「調停トレーニングの企画と編成」報告者：入江秀晃氏（早稲田大学紛争交渉研究所客員研究員）
- 12月26日：第5回常務理事会

2008年

- 1月25日：第6回常務理事会
- 2月4日：第8回理事会
- 2月28日：研究部会研究講座「仲裁費用について」報告者：中村達也氏（日本商事仲裁協会仲裁部長・国士舘大学教授）
- 3月10日：仲裁の日記念行事「仲裁の現状と将来」講演者：三木浩一氏（慶應義塾大学法学部教授及び同法科大学院教授）
通常総会
- 3月12日：法務省立入検査
- 3月17日：セミナー「国際仲裁の実務とその問題点～日本における国際仲裁の将来～」(後援)
- 3月24日：研究部会研究講座「国際電子商取引にお

- ける消費者紛争と“ADR”」報告者：沢田登志子氏（有限責任中間法人ECネットワーク理事）
- 4月28日：第7回常務理事会
- 5月21日：研究部会研究講座「2007年ICC仲裁裁判所事務局でのstagiaireについて」報告者：井口直樹氏（アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士）
- 6月30日：研究部会研究講座「ドーピング紛争仲裁について」報告者：穴戸一樹氏（弁護士法人キャスト糸賀弁護士）
- 7月10日：2008年度仲裁人実務研修講座（関西支部）開講（全10講）
- 7月17日：研修部会
- 7月31日：研究部会研究講座「投資協定の現状について」報告者：鈴木潤一郎氏（経済産業省通商政策局経済連携課経済連携推進専門官）
- 9月5日：研修部会
- 9月8日：第8回常務理事会
- 9月16日：調停人研修講師事前打ち合わせ
- 9月25日：研究部会研究講座「第7回ODR Forum in CANADA (The 2008 International Forum on Online Dispute Resolution)の報告」報告者：万代栄一郎氏（株式会社ODR Room Network執行責任者）
- 10月15日：研究部会研究講座「金融ADR・オンブズマン制度について」報告者：築瀬捨治氏（金融ADR・オンブズマン研究会会長・弁護士）、犬飼重仁氏（同研究会幹事・早稲田大学法学学術院教授）
- 10月16日：研修部会・研修部会意見交換
- 11月11日：第9回常務理事会
- 11月12日：調停人養成講座・基礎編開講（全5講）
- 11月17日：研究部会研究講座「JCAAとVIACのJVによる日越ビジネス紛争処理パネル設置構想」報告者：佐藤安信氏（東京大学教授）
- 11月18日：国際商事仲裁セミナー「商事仲裁と投資仲裁の現状と将来」講師：ルーク・ノッテージ氏（シドニー大学法学部教授）（JAA関西支部・JCAA大阪事務所・大阪商工会議所主催）
- 12月8日：研究部会研究講座「グローバル社会での仲裁の諸相と役割」報告者：谷口安平氏（専修大学法科大学院教授・弁護士）
- 12月10日：第10回常務理事会、第9回理事会
- 12月16日：国際仲裁セミナー「インドにおける国際商事仲裁の現状」(JCAA・JAA主催)講演者：Shishir Dholakia氏（Senior Advocate, Vice-President of the Asia-Pacific Regional Arbitration Group）